

社発第 T-451 号
平成 20 年 12 月 11 日

貸借取引参加者
代表者 殿

日本証券金融株式会社
取締役社長 増 淵 稔

「貸借取引貸出規程」等の一部改正について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」における「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき、上場株式等の振替制度（株券電子化）が平成 21 年 1 月 5 日より開始されることに伴い、当社は「貸借取引貸出規程」の一部改正およびその他所要の改正を下記のとおり実施いたしますので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

○ 貸借取引関連諸規程の一部改正について

(1) 対象規程

・ 貸借取引貸出規程	別紙 1
・ 貸借取引貸株超過銘柄等に対する取扱い	別紙 2
・ 貸借取引における権利落等にかかる申込等の取扱要領および配当金等の処理要領	別紙 3
・ 貸借取引にかかる株式分割等による株式を受ける権利等の処理要領	別紙 4
・ 貸借取引貸借担保金代用有価証券適格銘柄審査要領	別紙 5
・ 貸借取引の融資担保株券等に付随する権利の行使等に関する取扱要領	別紙 6

(2) 主な改正内容

上記(1)の貸借取引関連諸規程につき、「引渡し」を「払出」等と、「実質株主の通知」を「総株主通知」に改めるなど、社債、株式等の振替に関する法律の規定に沿った用語の整備および株式等振替制度における総株主通知への対応など所要の改正を行います。

(3) 実施日 平成 21 年 1 月 5 日

以 上

「貸借取引貸出規程」の一部改正新旧対照表

下線部分が改正箇所

新	旧
<p>(金銭および株券等の授受)</p> <p>第 16 条 (現行どおり)</p> <p>2 前項の場合において、当社は、同一貸借取引参加者との間で、同一日に同一の株券等の銘柄に関し当社の<u>払出</u>と当社の受領にかかる取引が存する場合は、当該株券等の銘柄にかかる金銭または株券等の受渡金額または受渡株数を差引計算したうえでその差引額または差引株数のみを授受することができるものとする。</p> <p>3 (現行どおり)</p>	<p>(金銭および株券等の授受)</p> <p>第 16 条 (省略)</p> <p>2 前項の場合において、当社は、同一貸借取引参加者との間で、同一日に同一の株券等の銘柄に関し当社の<u>引渡し</u>と当社の受領にかかる取引が存する場合は、当該株券等の銘柄にかかる金銭または株券等の受渡金額または受渡株数を差引計算したうえでその差引額または差引株数のみを授受することができるものとする。</p> <p>3 (省略)</p>
<p>(権利の授受)</p> <p>第 20 条 当社は、融資担保株券等および貸付株券等にかかる株式（内国法人の発行する株券にかかる株式に限る。）に付随する剰余金の配当もしくは株式分割等による株式を受ける権利等またはつぎの各号に掲げる権利については、当該権利の帰属する者を定めるための基準日において、金銭の貸付けを受けていた貸借取引参加者および品貸先には当該権利を<u>移転</u>し、株券等の貸付けを受けていた貸借取引参加者にはこれを提供させるものとする。ただし、当該権利の授受に代え、取引所と協議のうえ、別に定めるところにより当該権利の処理を行うことができる。</p> <p>(1)～(7) (現行どおり)</p>	<p>(権利の授受)</p> <p>第 20 条 当社は、融資担保株券等および貸付株券等にかかる株式（内国法人の発行する株券にかかる株式に限る。）に付随する剰余金の配当もしくは株式分割等による株式を受ける権利等またはつぎの各号に掲げる権利については、当該権利の帰属する者を定めるための基準日において、金銭の貸付けを受けていた貸借取引参加者および品貸先には当該権利を<u>引き渡し</u>し、株券等の貸付けを受けていた貸借取引参加者にはこれを提供させるものとする。ただし、当該権利の授受に代え、取引所と協議のうえ、別に定めるところにより当該権利の処理を行うことができる。</p> <p>(1)～(7) (省略)</p>
<p>(担保の処分等)</p> <p>第 22 条 当社は、貸借取引参加者がこの規程による債務を履行しないときは、通知または催告をしないで、この規程の定めるところにより当該貸借取引参加者が差し入れた金銭および有価証券または当該貸借取引参加者に対して<u>払出す</u>ことを予定していた金銭および有価証券（第 14 条第 4 項により清算機関に通知を行ったものを除く。）を、当該貸借取引参加者</p>	<p>(担保の処分等)</p> <p>第 22 条 当社は、貸借取引参加者がこの規程による債務を履行しないときは、通知または催告をしないで、この規程の定めるところにより当該貸借取引参加者が差し入れた金銭および有価証券または当該貸借取引参加者に対して<u>引き渡す</u>ことを予定していた金銭および有価証券（第 14 条第 4 項により清算機関に通知を行ったものを除く。）を、当該貸借取引参加</p>

新	旧
<p>に<u>払出す</u>ことなく、当該貸借取引参加者の当社に対する債務の弁済に充当することができる。この場合、有価証券については、換価処分してその代金を当該債務の弁済に充当し、または代物弁済として時価相当額で当該債務に充当することができる。</p> <p>2～3 (現行どおり)</p> <p>(金利、貸株料、品貸料および遅延損害金)</p> <p>第 23 条</p> <p>1～7 (現行どおり)</p> <p>8 当社は、貸借取引参加者がこの規程に定める債務を履行しなかった場合には、当社が受領するはずであった元本金額または株券等の価額に対し、別に定める割合による遅延損害金を、当該履行期日の翌日から弁済の日まで徴収するものとする。</p> <p>付則</p> <p>この改正規定は、平成 21 年 1 月 5 日から実施する。</p>	<p>者に<u>引き渡す</u>ことなく、当該貸借取引参加者の当社に対する債務の弁済に充当することができる。この場合、有価証券については、換価処分してその代金を当該債務の弁済に充当し、または代物弁済として時価相当額で当該債務に充当することができる。</p> <p>2～3 (省略)</p> <p>(金利、貸株料、品貸料および遅延損害金)</p> <p>第 23 条</p> <p>1～7 (省略)</p> <p>8 当社は、貸借取引参加者がこの規程に定める債務を履行しなかった場合には、当社が受領するはずであった元本金額または<u>引渡し</u>を受けるはずであった株券等の価額に対し、別に定める割合による遅延損害金を、当該履行期日の翌日から弁済の日まで徴収するものとする。</p>

「貸借取引貸株超過銘柄等に対する取扱い」の一部改正新旧対照表

下線部分が改正箇所

新			旧		
(別表)			(別表)		
投資単位（貸借値段に売買単位を乗じて得た金額）	5万円以下	5万円超	投資単位（貸借値段に売買単位を乗じて得た金額）	5万円以下	5万円超
投資単位に対する品貸料の上限	100円	100円に投資単位 5万円から計算して5万円以下を増すごとに 100円を加算した額	投資単位に対する品貸料の上限	100円	100円に投資単位 5万円から計算して5万円以下を増すごとに 100円を加算した額
上記区分の投資単位に対する品貸料の上限を売買単位で除した料率を 1 株あたりの品貸料の上限（以下「最高料率」という。）とし、最高料率が 1 円以下の場合には 1 円 50 銭とし、1 円を超える場合は円単位に切り上げる。			上記区分の投資単位に対する品貸料の上限を売買単位で除した料率を 1 株あたりの品貸料の上限（以下「最高料率」という。）とし、最高料率が 1 円以下の場合には 1 円 50 銭とし、1 円を超える場合は円単位に切り上げる。		
<p>1. つぎに定める銘柄の貸借申込み分にかかる品貸料については、上記区分の最高料率を 2 倍とし、また(1)または(2)に該当し、かつ(3)または(4)に該当する銘柄については、4 倍とする。</p> <p>(1) 取引所において配当落もしくは権利落とする期日(株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)が振替業において取り扱う株券について、<u>社債、株式等の振替に関する法律</u>に基づく総株主通知を行うため取引所が必要と認める日を含む。)または株式の併合等のため売買を停止する日が定められた銘柄については、当該期日または当該売買停止日の 6 営業日前から前営業日までの貸借申込み分</p> <p>(2) 機構が外国株券等の保管及び振替決済に係る業務において取り扱う外国株券また</p>			<p>1. つぎに定める銘柄の貸借申込み分にかかる品貸料については、上記区分の最高料率を 2 倍とし、また(1)または(2)に該当し、かつ(3)または(4)に該当する銘柄については、4 倍とする。</p> <p>(1) 取引所において配当落もしくは権利落とする期日(株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)が保管振替業において取り扱う株券について、<u>株券等の保管及び振替に関する法律</u>に基づく実質株主の通知を行うため取引所が必要と認める日を含む。)または株式の併合等のため売買を停止する日が定められた銘柄については、当該期日または当該売買停止日の 6 営業日前から前営業日までの貸借申込み分</p> <p>(2) 機構が外国株券等の保管及び振替決済に係る業務において取り扱う外国株券また</p>		

新	旧
<p>は預託証券について、機構の「外国株券等の保管及び振替決済に関する規則」に基づく外国株券等実質株主の通知を行う日（株主総会における議決権について外国株券等実質株主の議決権を代理行使するために機構が指定する日を含む。）の9営業日前から3営業日前までの貸借申込み分（上記(1)に該当する場合を除く。）</p> <p>(3) 貸株利用等に関する注意喚起通知を行った銘柄については、その通知日の翌日から取消し通知日までの貸借申込み分</p> <p>(4) 貸借取引の申込制限措置または申込停止措置を行った銘柄については、その実施日から解除日の前日までの貸借申込み分</p> <p>2. 株式市況の激変または急激な株券の不足状態の発生等により、異常な貸株超過状態が生じ、またはそのおそれがあると認められるときは、臨時措置として上記区分の最高料率を4倍とし、また極めて異常な貸株超過状態が生じ、またはそのおそれがあると認められるときは、臨時措置として上記区分の最高料率を10倍とする。</p>	<p>は預託証券について、機構の「外国株券等の保管及び振替決済に関する規則」に基づく外国株券等実質株主の通知を行う日（株主総会における議決権について外国株券等実質株主の議決権を代理行使するために機構が指定する日を含む。）の9営業日前から3営業日前までの貸借申込み分（上記(1)に該当する場合を除く。）</p> <p>(3) 貸株利用等に関する注意喚起通知を行った銘柄については、その通知日の翌日から取消し通知日までの貸借申込み分</p> <p>(4) 貸借取引の申込制限措置または申込停止措置を行った銘柄については、その実施日から解除日の前日までの貸借申込み分</p> <p>2. 株式市況の激変または急激な株券の不足状態の発生等により、異常な貸株超過状態が生じ、またはそのおそれがあると認められるときは、臨時措置として上記区分の最高料率を4倍とし、また極めて異常な貸株超過状態が生じ、またはそのおそれがあると認められるときは、臨時措置として上記区分の最高料率を10倍とする。</p>
<p>付則</p> <p>この改正規定は、平成21年1月5日から実施する。</p>	

「貸借取引における権利落等にかかる申込等の取扱要領
および配当金等の処理要領」の一部改正新旧対照表

下線部分が改正箇所

新	旧
<p>○ 株主優待券その他の処理要領</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 株主に優待措置を講じる銘柄で、決算期が接近するに従い貸株残高が融資残高を超過するおそれがあるときは、取引所と協議のうえ、臨時措置として株券等の貸付に関し返済期限を付する等の措置を行う。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>付則 この改正規定は、平成21年1月5日から実施する。</p>	<p>○ 株主優待券その他の処理要領</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 株主に優待措置を講じる銘柄で、決算期が接近するに従い<u>担保株券等の引渡請求が増加し貸株残高株数等が融資残高株数等を超過するおそれがあるときは</u>、取引所と協議のうえ、臨時措置として株券等の貸付に関し返済期限を付する等の措置を行う。</p> <p>3 (省略)</p>

「貸借取引にかかる株式分割等による株式を受ける権利等の処理要領」
の一部改正新旧対照表

下線部分が改正箇所

新	旧
<p>6 第1項による権利の引受等の申告によって全株消化されたときは、次の方法により新株式の処理を行う。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 引受等の申告をした貸借取引参加者は、引受等の代金(権利処理価額に当社の割当株数を乗じた金額)を当該銘柄の割当日(権利落日から起算して4日目の日。以下同じ。)に当社に支払い、当社から当社発行の権利預り証を受領する。ただし、単位未満株式にかかる権利については、株券の<u>振替</u>に代え金銭処理とすることができる。</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>付則 この改正規定は、平成21年1月5日から実施する。</p>	<p>6 第1項による権利の引受等の申告によって全株消化されたときは、次の方法により新株式の処理を行う。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 引受等の申告をした貸借取引参加者は、引受等の代金(権利処理価額に当社の割当株数を乗じた金額)を当該銘柄の割当日(権利落日から起算して4日目の日。以下同じ。)に当社に支払い、当社から当社発行の権利預り証を受領する。ただし、単位未満株式にかかる権利については、株券の<u>引渡し</u>に代え金銭処理とすることができる。</p> <p>(3) (省略)</p>

「貸借取引貸借担保金代用有価証券適格銘柄審査要領」の一部改正新旧対照表

下線部分が改正箇所

新	旧
<p>1. 公社債券</p> <p>国債証券 (現行どおり)</p> <p>地方債証券 (現行どおり)</p> <p>特殊債券(特別の法律により法人の発行する債券)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>社債券 (現行どおり)</p> <p>転換社債型新株予約権付社債券 (現行どおり)</p> <p>円貨建外国債券 (現行どおり)</p> <p>上記債券のうち市場性等からみて、不適当と認めるものを除く。</p> <p>担保債券受払上の留意事項</p> <p>上記の公社債券を担保金の代用として受払する場合には、担保有価証券が上記銘柄に偏ることを避け、短資取引担保株式預り証適格銘柄である株券とその他の有価証券との割合が金融情勢および担保繰りの状況等に応じて定める一定の比率以下になるようにすることを原則とする。</p> <p>付則</p> <p>この改正規定は、平成 21 年 1 月 5 日から実施する。</p>	<p>1. 公社債券</p> <p>国債証券 (省略)</p> <p>地方債証券 (省略)</p> <p>特殊債券(特別の法律により法人の発行する債券)</p> <p>(省略)</p> <p>社債券 (省略)</p> <p>転換社債型新株予約権付社債券 (省略)</p> <p>円貨建外国債券 (省略)</p> <p>上記債券のうち市場性等からみて、不適当と認めるものを除く。</p> <p>担保債券受払上の留意事項</p> <p>上記の公社債券を担保金の代用として受払する場合には、<u>保管中の</u>担保有価証券が上記銘柄に偏ることを避け、短資取引担保株式預り証適格銘柄である株券とその他の有価証券との割合が金融情勢および担保繰りの状況等に応じて定める一定の比率以下になるようにすることを原則とする。</p>

「担保株券等名義書換要領」の一部改正新旧対照表

下線部分が改正箇所

新	旧
<p>貸借取引の融資担保株券等に付随する権利の行使等に関する取扱要領</p> <p>1. <u>当社は、株式会社証券保管振替機構（以下「保振機構」という。）が株式等振替制度における総株主通知または総受益者通知にかかる株主等を確定する日において、融資担保株券等にかかる株式に付随する権利を行使するため、必要な処理を行う。</u></p> <p>2. <u>前項による取扱いの対象とならない融資担保株券等にかかる株式に付随する権利を行使するため、法令および保振機構が定めるところにより当社を実質株主として報告するものとする。</u></p> <p>(削る)</p> <p>3. <u>第1項および第2項の処理または報告のために要する費用は、「権利処理等手数料」として、銘柄毎の総株主通知にかかる株主等を確定する日または実質株主報告を行う日に融資を受けている貸借取引参加者が、その融資担保株券等の数量に応じて負担するものとしその料率は1株につき5銭とする。ただし、金融商品取引所が定める売買単位が1,000株以外の場合には、料率に1,000を乗じた額を当該売買単位で除して得た額とする。</u></p> <p>4. (現行どおり)</p>	<p>貸借取引の融資担保株券等に付随する権利の行使等に関する取扱要領</p> <p>(新設)</p> <p>1. <u>当社は、融資担保株券等にかかる株式に付随する権利を行使するため、法令および株式会社証券保管振替機構（以下「保振機構」という。）が定めるところにより当社を実質株主として報告するものとする。</u></p> <p>2. <u>融資担保株券等のうち事業年度を1年とする国内の会社が発行する株券については、前項の定めによるほか、法令および保振機構の定めるところにより当社を当該事業年度の開始の日から起算して6カ月を経過した日（会社が会社法第454条第5項に規定する中間配当にかかる基準日を定めたときを除く。）の実質株主として報告するものとする。</u></p> <p>3. <u>第1項の規定により行使する権利の処理および前項の規定に基づく実質株主報告に要する費用は、「権利処理等手数料」として、当該銘柄の実質株主報告を行う日に融資を受けている貸借取引参加者が、その融資担保株券等の数量に応じて負担するものとしその料率は1株につき5銭とする。ただし、金融商品取引所が定める売買単位が1,000株以外の場合には、料率に1,000を乗じた額を当該売買単位で除して得た額とする。</u></p> <p>4. (省略)</p>

新	旧
<p>5. <u>第1項の規定は優先出資証券、受益証券、投資証券および受益証券発行信託の受益証券に、第2項の規定は外国株券、外国投資信託受益証券、外国投資証券、預託証券および外国受益証券発行信託の受益証券に、第3項の規定はこれら全ての有価証券について準用し、準用される規定中、株券について使われている用語を、当該有価証券の種類に応じて読み替えるものとする。</u></p> <p>付則 この改正規定は、平成21年1月5日から実施する。</p>	<p>5. <u>第1項および第3項の規定は、優先出資証券、受益証券、投資証券、外国株券、外国投資信託受益証券、外国投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券および外国受益証券発行信託の受益証券について準用し、準用される規定中、株券について使われている用語を、当該有価証券の種類に応じて読み替えるものとする。</u></p> <p><u>また、第2項の規定は、優先出資証券について準用し、株券について使われている用語を、当該有価証券の種類に応じて読み替えるものとする。</u></p>